

愛知県立一宮特別支援学校いじめ防止基本方針

愛知県立一宮特別支援学校

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた幼児児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さず早期発見に努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、幼児児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。幼児児童生徒一人一人が大切にされているという実感を誰もがもてるとともに、互いに認め合える人間関係を形成し、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい幼児児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II 学校いじめ対策組織

いじめのささいな兆候や懸念、幼児児童生徒（以下、児童等）からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校等対策委員会」組織

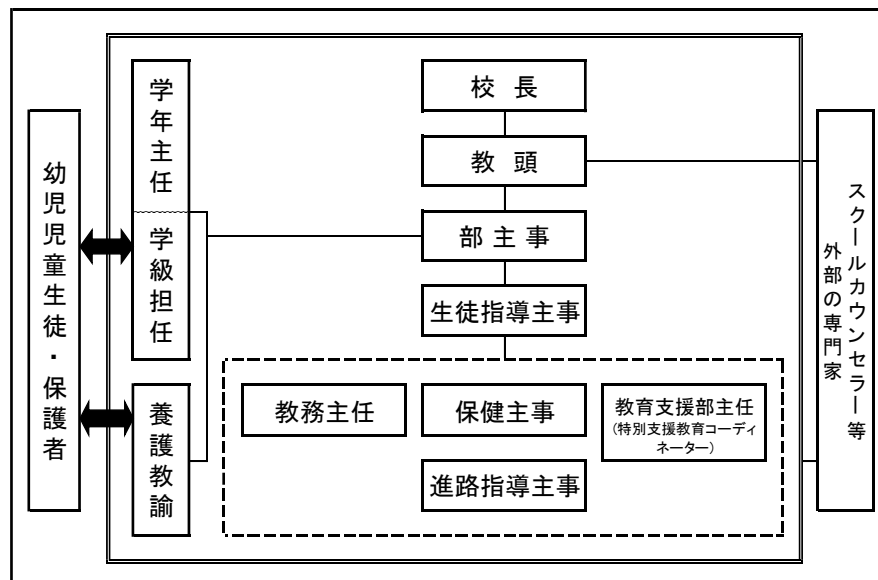
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事（高）、保健主事
教育支援部主任（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、該当学年主任、該当学級担任、
（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

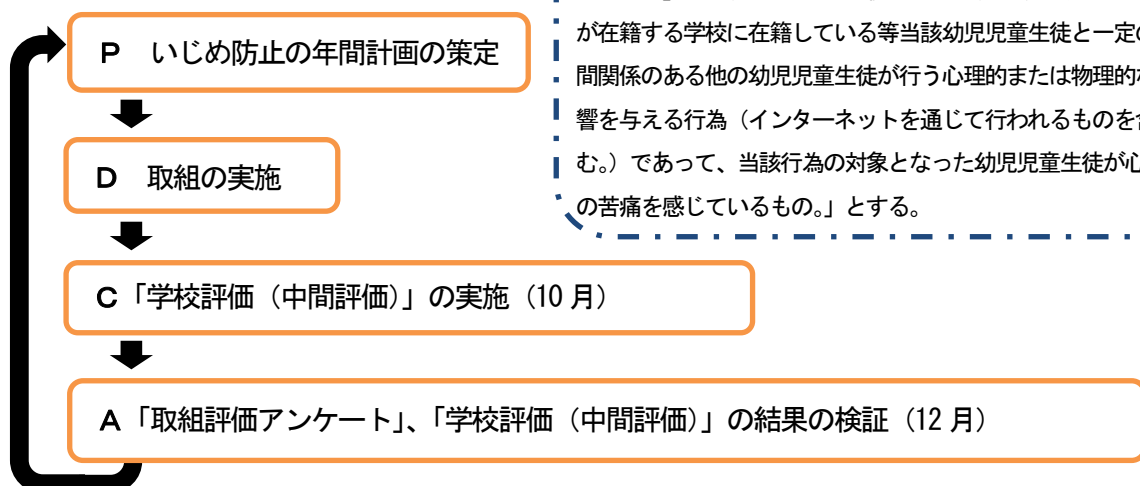
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



※ □内は、指導・支援チームの一例。事案によってメンバーを柔軟に変える。
必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校等対策委員会」の役割や機能等
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



「いじめの定義」

「いじめ」とは、「幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒と一定の間関係のある他の幼児児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

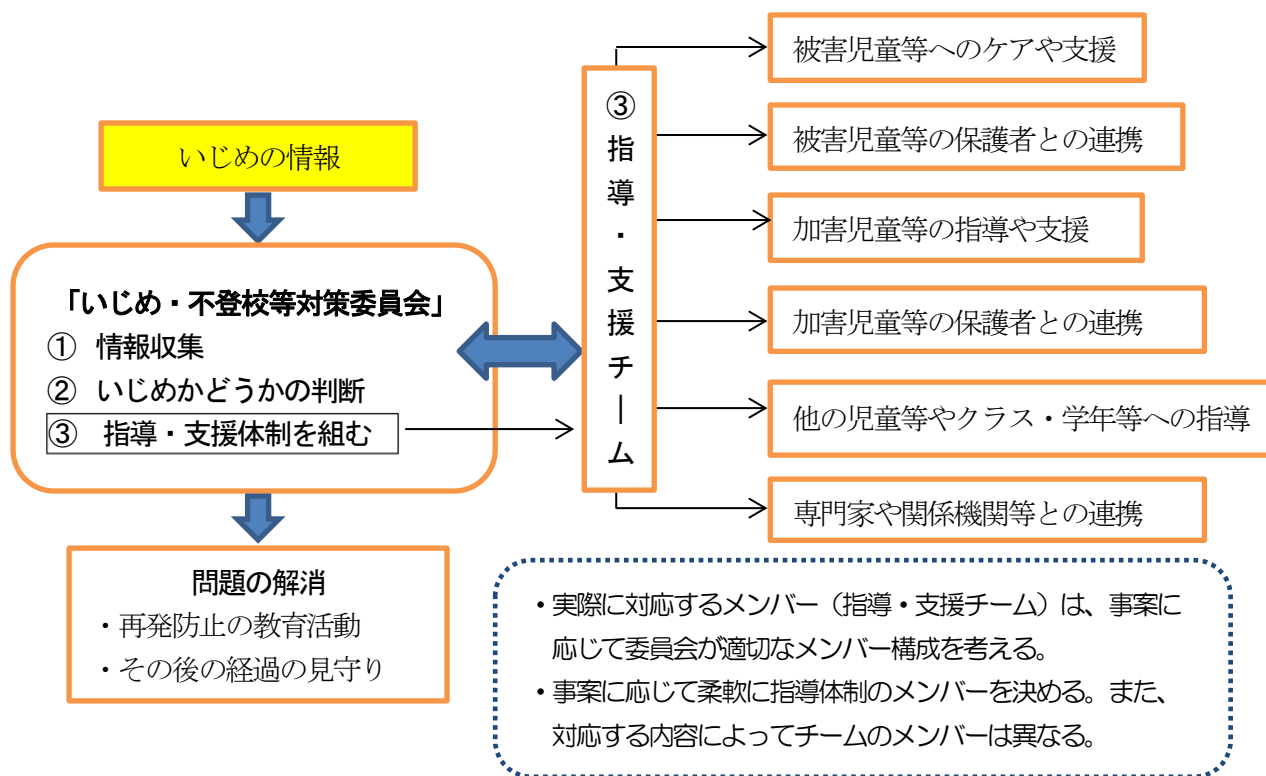
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校等対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修など校内研修の中で、「いじめ」や「不登校」などをテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童等や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果及びいじめ認知件数を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

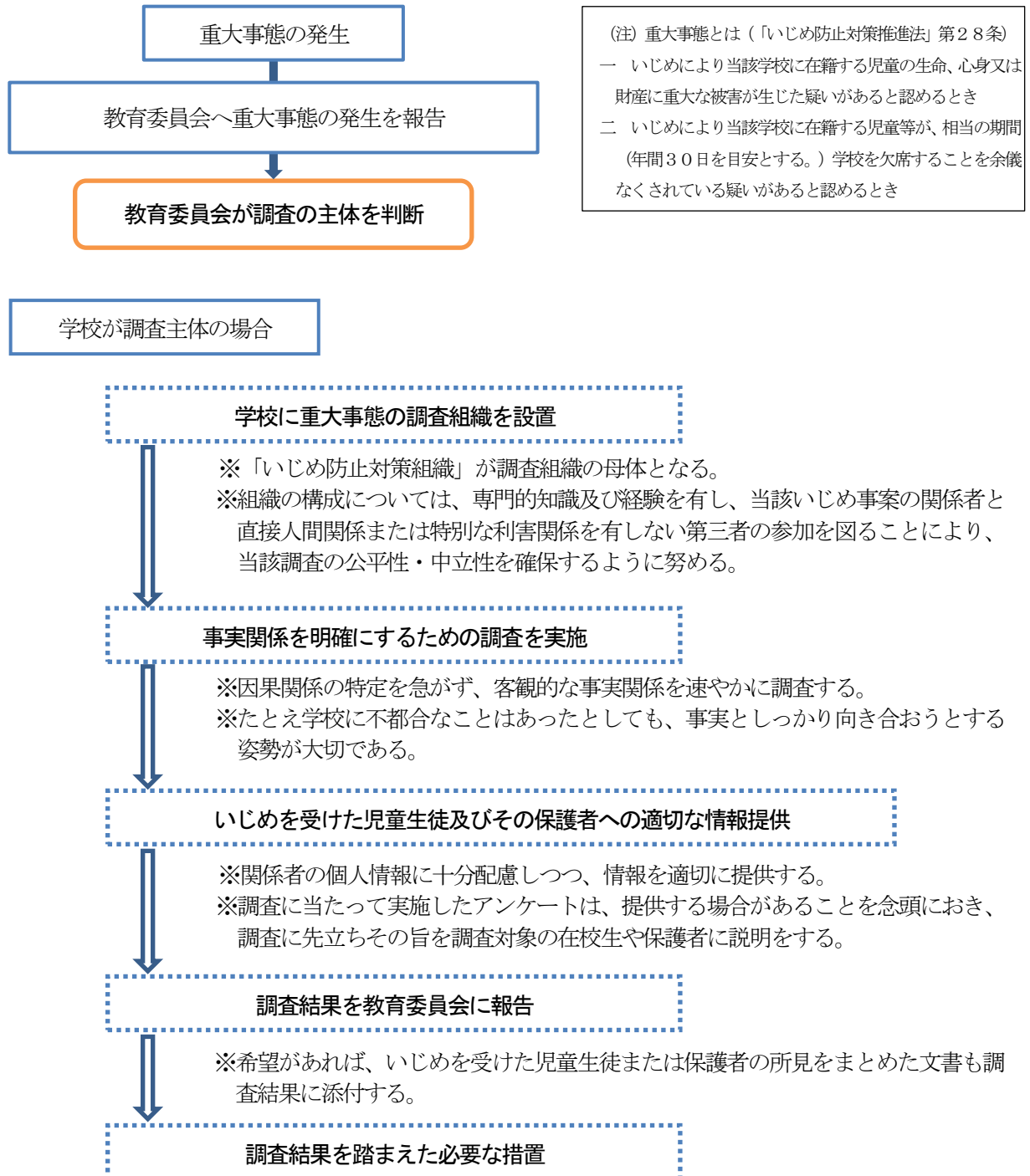


オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より】



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 授業公開を積極的にを行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○道徳の授業や教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実に努める。 【教務部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→授業公開日を設定（6月）【教務部】</p> <p>○個人面談の実施【各学年・学級】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権のはなし、給食放送 【生徒指導部・各学年】</p> <p>○情報モラル教育→長期休業日前各部集会【各部・生徒指導部・教育情報部】</p>	<p>○年1日の授業公開日の実施（6月）</p> <p>○年3回の授業参観日の実施（4月、10月、2月）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○児童等と教職員で協同したボランティア活動の実施（ペットボトルキャップ集め）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校等対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（掲示物やたよりの発行等…必要に応じて）【いじめ不登校等対策委員会・生徒指導部】</p> <p>○「意見箱」の設置（校内2か所） 【いじめ不登校等対策委員会・生徒指導部】</p> <p>○「心のアンケート（いじめアンケート）」の実施（年2回…6月、12月） 【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個別懇談の実施（年3回…4月、7月（高等部のみ）、10月、2月） 【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校等対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童等を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童等には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照） 【「いじめ・不登校等対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	
点検・検証・見直し		<p>○人権週間の取組終了後に全教職員対象の「取組評価アンケート」を実施（12月）→その後、「いじめ・不登校等対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証 →職員会議で報告する。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（10月）及び「自己評価」（2月）を行い、「いじめ・不登校等対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（2月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>

